

*2019年11月（第2版）

2019年8月（第1版）（新記載要領に基づく作成）

医療機器製造販売届出番号：13B1X00274000259

類別及び一般的名称：機械器具（25）医療用鏡／再使用可能な内視鏡用非能動処置具

一般医療機器（JMDNコード：38818000）

経皮的内視鏡脊椎手術器械

【禁忌・禁止】

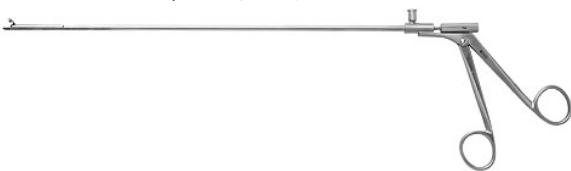
1. 本製品の加工、改造等は絶対に行わないこと。[振動、切削、打刻等により製品を著しく劣化、消耗させ、故障、破損の原因となるため]
2. 【保守・点検に係る事項】2.に挙げる製品はハイスピード滅菌、プラズマ滅菌をしないこと。[長狭の管腔構造を有しており、滅菌不全となるため]

【形状・構造及び原理等】

1. 原材料／材質：ステンレス鋼

*2. 形状、構造

PED髓核鉗子<刃幅Φ3.7mm/有効長28cm>



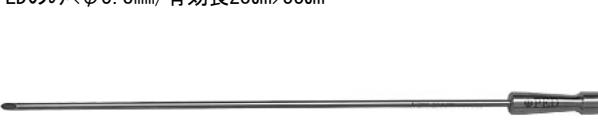
PEDケリソンパンチ<斜刃3.8mm/上向/ストッパー付>28cm



PEDプローブ<Φ3.5mm/有効長28cm>33cm



PEDのみ<Φ3.8mm/有効長28cm>33cm



本添付文書に該当する製品の、製品番号、製品名については包装表示ラベルに記載されているので確認すること。

3. 原理

内視鏡治療時に専用の内視鏡とともに使用する器具で、器具を操作することで、組織又は異物の把持、回収、切除、クリップ、結紮、薬用液の送入、吸引、管腔の拡張、探針等の機械的作業を行うことができる。

【使用目的又は効果】

本製品は、内視鏡治療時に専用の内視鏡とともに使用する器具で、組織又は異物の把持、回収、切除、クリップ、結紮、薬用液の送入、吸引、管腔の拡張、探針等の機械的作業に用いるものを行う。電気（高周波、電磁気、超音波、レーザエネルギー等）を使用せず

に作動する。本品は再使用可能である。

【使用方法等】

1. 本製品は未滅菌品である。【保守・点検に係る事項】の手順に従い、使用前、使用後には必ず点検を行い、洗浄及び滅菌を行うこと。
2. 本製品は組み合わせて使用する製品である。使用前に必ず組み合わせ確認を行うこと。
3. 本製品は、ハンドル部を操作し、組織又は異物の把持、回収、切除、クリップ、結紮、薬用液の送入、吸引、管腔の拡張、探針等をおこなう。

【使用上の注意】

1. 重要な基本的注意
 - 1) 本製品で、骨や硬い部分を碎いたり叩いたりしないこと。
[特に先端刃部が曲がる、折れる等の破損が起こる]
 - 2) ワーキングチャネルからねじらずに真っ直ぐに引き抜くこと。
 - 3) 先端部のかみ合わせ不良が起こった場合は、使用を中止し、保守、点検に出すこと。[無理に力を加え続けると破損する]

2. 不具合、有害事象

以下の不具合・有害事象が発現する可能性がある。

【重大な不具合】

- ・不適切な取り扱い、洗浄、管理による破損、変形、腐食、分解、変色、屈曲、作動不良
- ・金属疲労による器械器具の破損、分解

【重大な有害事象】

- ・不適切な取り扱い、使用方法による血管、神経、軟部組織、筋肉、内臓、骨、若しくは関節の損傷
- ・破損した器械器具の破片の体内留置
- ・感染症
- ・金属アレルギー

以上の有害事象の治療のため、再手術が必要な場合もある。

【保管方法及び有効期間等】

1. 保管方法
 - 1) 本製品は、高温、高湿を避け、塵やほこりのない清潔な場所に保管すること。また、水気や薬品、直射日光に曝されないよう細心の注意を払うこと。
 - 2) 本製品は保管の際、変形や損傷の原因となりうる硬い物への接触や、衝撃を避けるよう注意を払うこと。
2. 使用期間
【保守・点検に係る事項】の3.に基づき点検した結果、不良箇所が認められたとき及び不良が疑われるとき。

【保守・点検に係る事項】

1. 洗浄（推奨例）
 - 1) 使用後は直ちに洗浄を行うこと。直ぐに洗浄できない場合は、血液溶解剤に浸漬したり、蛋白凝固防止剤を噴霧するなどして、汚れが固着しないように予備洗浄すること。
 - 2) ステンレス鋼を腐食させる可能性があるため、塩素系の消毒剤の使用は避けること。
 - 3) 洗浄口を有する製品は、ハンドルを開閉しながら洗浄口より注水し、管腔内の汚れを完全に洗い流すこと。
 - 4) 残留洗剤や組織片等がなくなるまで完全脱イオン水（RO水）で十分にすすぎ、清潔な布で水分を拭き取ること。
 - 5) 洗浄後は腐食防止のために直ちに乾燥すること。内腔のある器具は、エアガンを用いて管腔内の水分を除去すること。

- 6) 強アルカリ、強酸性洗剤・消毒剤は器具を腐食させる恐れがあるので、使用を避けること。やむを得ず使用する際は、本製品の状態を確認し腐食が発生しないよう洗浄すること。
- 7) 鑄取、熱ヤケ除去作用のある洗浄剤を使用すると、表面光沢が変化する場合がある。
- 8) 金属たわし、クレンザー（磨き粉）等は、器具の表面が損傷するので汚物除去及び洗浄時に使用しないこと。
- 9) 機械洗浄する場合は、ハンドルを開いた状態でセットし、各施設での洗浄ガイドラインに従い、洗浄すること。汚れが固着してしまっている場合、洗浄しきれないこともあるため、十分確認すること。洗浄時間、手順等については使用する装置の取扱説明書を遵守すること。洗浄剤の使用は上記の方法に従うこと。
- 10) 洗浄装置（超音波洗浄装置等）を使用するときには、鋭利部同士が接触して損傷するがないよう注意すること。
- 11) 接合部（BOX等）、窓及び穴、中空構造等、隙間部分を有する製品は、隙間部分が適切に洗浄されていることを確認すること。
- 12) 接合部（BOX等）及び可動部を有する製品は動きをスムーズにするために、洗浄、乾燥後に医療用潤滑剤を塗布すること。

2. 減菌

洗浄を行った後、減菌処理を必ず行うこと。

下記の条件、あるいは減菌装置の製造元、又は施設の定める方法で減菌を行うこと。

推奨減菌条件

滅菌方法	温度	時間
高圧蒸気滅菌	115～118°C	30 分間
高圧蒸気滅菌	121～124°C	15 分間
高圧蒸気滅菌	126～129°C	10 分間

次に挙げる製品はハイスピード滅菌、プラズマ滅菌に対応していない。[長狭の管腔構造を有するため]

- ・PEDケリソンパンチ
- ・PED髓核鉗子

但し、クロイツフェルト・ヤコブ病に罹患している、或いはその疑いがある患者の手術を行った場合は、「クロイツフェルト・ヤコブ病感染予防ガイドライン」で推奨されている洗浄・滅菌方法にて処理すること。

3. 使用者による保守点検事項

- 1) 使用前及び使用後は、本製品に汚れ、変形、キズ、ヒビ割れ、破損、ネジ・ピン等の緩み、外れ等がないか、先端部（刃先等）が作動するか、刃部の磨耗、劣化、変色、機能低下等がないか、動作、外観に異常がないか確認すること。
- *2) 接合部（BOX等）及び可動部分の潤滑が重要であるため、滅菌前に必ず医療用潤滑剤を塗布すること。
- 3) 鉛物油、石油、シリコーンベースの潤滑剤は使用しないこと。
- 4) 必要に応じて点検し器具が正常に動くことを確認すること。その際、破損、機能低下がないか十分点検を行うこと。
- 5) 使用を重ねることにより受ける、反復的な応力により金属疲労に曝されるため、明らかな疲労が見られる場合は、その器具は破棄し新しい製品と取り替える必要がある。

4. その他の保守点検事項

- 1) 本製品は、必ず定期的な保守、点検に出すこと。また、未使用の場合でも1年に1回は必ず保守、点検に出すこと。
- 2) 本製品は、当社以外の修理業者に修理を依頼しないこと。
- 3) 本文書中で不明な点は、下記連絡先に問い合わせること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者、製造業者

株式会社 田中医科器械製作所

TEL : 03-3894-7700

FAX : 03-3894-7795

URL : <http://www.e-tanaka.co.jp/>